

区 分			単位	一般	小・中学生	備考		
基本 使 用 料	生活改善室		町内	1 時 間 に つき	150 円	75 円		
			町外		200 円	150 円		
	青少年室（さくら）		町内		100 円	50 円		
			町外		200 円	150 円		
	会議室（いずみ）		町内		250 円	125 円		
			町外		500 円	375 円		
	婦人研修室	10 畳 （わらび）			町内	100 円	50 円	
					町外	200 円	150 円	
		10 畳 （ふき）			町内	100 円	50 円	
					町外	200 円	150 円	
	宿泊研修室	6 畳 （あざみ）			町内	100 円	50 円	
					町外	200 円	150 円	
		15 畳 （みちのく）			町内	100 円	50 円	
					町外	200 円	150 円	
	15 畳 （ふるさと）		町内		100 円	50 円		
			町外		200 円	150 円		
	12.5 畳 （おふくろ）		町内		100 円	50 円		
			町外		200 円	150 円		
	町民ホール（いやさか）		町内		600 円	300 円		
			町外		1,600 円	1,200 円		
営利を伴うものの使用料			町内	基本使用料の 5 倍とする。				
			町外	基本使用料の 10 倍とする。				
追 加 使 用 料	時間超過使用料		開館時間（9:00～21:00）以外の使用については基本使用料の 20%増とする。					
	電気使用料		基本使用料の 25%増とする。					
	冷房使用料		"					
	暖房使用料		"					
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に使用する場合は、基本使用料の 20%増とする。							
宿泊料（1 人当たり）			宿泊料は、大人 2 人まで、3,500 円とし、3 人以上は、3,000 円とする。また、小・中学生は、2,500 円とする。幼児は無料とする。（ただし、冷暖房料は除く。）					
自動販売機			たばこは、月売上額の 4%とする。 牛乳、飲料等は、月売上額の 10%とする。					

備考 使用時間が 1 時間に満たない場合は当該使用時間を 1 時間とし、使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は当該端数を 1 時間に切り上げる。